



冠婚葬祭、きょうだい児の学校行事等への出席、ご家族やご自身の急病時など、一時的に、障害のあるわが子を誰かに預かってもらった。
そんな時に「愛のコミュニティバンク」をご利用いただけます。

育成会「愛のコミュニティバンク」(一時保護)のご案内

●誰が利用できるの？

富山県手をつなぐ育成会の会員

(※ただし、在宅障害児(者)短期入所事業の適用を受ける方は該当しません。)

●どのように保護して(預かって)もらった時に申請できるの？

あくまでも一時的な保護であり、1日5時間以上、保護してもらい、食事や身の回りの世話など、日常生活に必要なお世話をしてもらった時に申請・報告できます。

(※預かった方が、同居している保護者や親族の場合には該当しません。)

●申請・報告すると、どうなるの？

報告書に基づき、細則に照らし審査のうえ、富山県手をつなぐ育成会より、保護していただいた方に保護手当を支給いたします(振込となります)。

審査によって支給対象日数が決定します。また、予算枠により支給の上限があります。

- ・ 保護手当は 1日につき 6,160円 お支払いいたします。
- ・ 1日とは 5時間以上 とします。
(※5時間以上、預かってもらった場合から、ご利用対象となります)
- ・ 1つの保護理由にかかる申請は 3日間まで とします。
- ・ 1会員が年度内に利用できる上限は 合計5日間まで とします。

★富山県手をつなぐ育成会員には、細則、申請・報告用紙(記載見本含む)を、後日別途お渡しいたします。報告書の提出期限などがございますので、ご確認ください。

★保護してもらった時間が、1日8時間以上から<1日5時間以上>に変わりました。

★1会員が、年度内に利用できる上限日数を設定しました(5日間)。

詳細につきましては、富山県手をつなぐ育成会までお問合せください。

< 電話 076-441-7161 >